

特別養護老人ホーム アダムスホーム入居指針

1. 目的

この指針は、特別養護老人ホーム アダムスホームにおける入居の基準を明らかにすることにより、入居決定過程の透明性・公平性を確保すると共に介護保険制度の趣旨に即した施設入居の円滑な実施に資することを目的とする。

2. 入居の対象者

入居の対象となる者は、要介護3～5と認定された者の内、常時介護を必要とし、かつ居宅等において安定的かつ適切な介護を受けることが困難な者、及び、要介護1又は要介護2と認定された者の内、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であるとして、特例的な施設への入居（以下「特例入居」という。）が必要な者とする。

なお、特例入居が必要な者は、次の各号のいずれかの要件に該当する者とする。

- ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられる者
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる者
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である者
- エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービス又は生活支援の供給が不十分である者

3. 入居申込及び受付方法

(1) 入居申込

入居申込受付の際は、入居希望者または家族等関係人等（以下「申込者」という）と面接を行うことを原則とし、心身の状況・病歴及び介護者の状況等について十分に把握することとする。この際、入居順位の決定方法について説明を行なうと共に、必要な助言を行い、以下の書類の提出を求める。

ア 入居申込・調査書（様式1号）

なお、特例入居に係る入居申込みの場合は、施設は、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であることについて、入居申込み書の記載などにより申込み者に確認し、現在の状況等を特例入所申込書（様式1－2号）に記載する。

イ 被保険者証の写し

(2) 入居申込書の受付

ア 入居申込書の受付に際し、原則として申込者と面接のうえ、入居希望者本人の心身の状況等を確認する。

なお、特例入居に係る入居申込の場合は、施設は、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であることについて、入居申込書の記載等により、申込者に確認する。

イ 入居申込書を受け付けた場合には、受付簿（様式2号）にその内容を記載し、管理する。

(3) 状況の変更に伴う届出

申込者より、入居希望者本人の要介護度の要介護度、介護者の状況、その他入居の必要性に大きく関係する状況などの変更に関する連絡を受けた際は、その都度修正する。

(4) 特例入居に係る市町村への報告及び意見照会

入居希望者から特例入居に係る入居申込みがあった場合、入居希望者本人の介護保険の保険者である市町村（以下「保険者市町村」という。）に対して、特例入居に係る入居申込みがあったことの報告を行うとともに、当該入居希望者本人が特例入居の対象者に該当するかどうかの判断に当たっての意見（以下「意見」という。）を書面（別紙1－3）により求める。

(5) 入居検討委員会資料資料の作成

(2) の入居申込書又は(3) の届出を受付けた場合には、速やかに入居申込・調査書等及び、入居順位評価基準(別表)を基に調査票(様式3号)を作成し、事項に定める入居検討委員会の開催日の前日までに入居順位をつけた入居順位名簿(様式4号)を作成する。この場合において、調査票の合計点数が同点の場合は、「介護開始年月及び期間」や「要介護度」、「介護者の状況」等を総合的に判断して、入居順位付けを行う。

4. 入居順位の決定

入居順位の決定に係る事務を公平に処理するため、合議制の入居検討委員会を設置する。

(1) 入居検討委員会

① 入居検討委員会

入居の決定に係る事務を処理するために、施設内に入居検討委員会(以下「検討委員会」)を設置することとする。

② 検討委員会の委員

検討委員会は、園長・事務長・生活相談員・介護主任・看護職員・栄養士・機能訓練指導員・介護支援専門員・事務員で構成することとする。

③ 委員会の招集

検討委員会は園長が招集し、月に1回開催することとする。

④ 所掌事務

検討委員会は、合議により入居の必要性の検討を行ない、入居順位名簿を調製することとする。

⑤ 議事録

検討委員会は、合議の内容を記載した議事録を作成し、2年間保存すると共に県または市町村から求められた場合には、これを開示しなければならないこととする。

(2) 特例入居の申込みに係る順位決定

入居検討委員会にて特例入居の対象となる者について、保険者市町村の意見等を参考にし、要件該当の有無の検討を行ったうえで、要介護3以上の者と合わせて、要介護度、介護者の状況、介護サービスの利用状況等を勘案し、入居順位の決定を行う。

検討の結果、該当しないとされた者については、入居順位名簿から削除する。

なお、平成27年3月31日以前に入居判定委員会において入居順位を決定した者のうち、特例入居の対象となる者について入居の決定をする際は、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であることについて聴取し、保険者市町村へ報告するとともに、必要に応じて意見の紹介を行う。入居検討委員会にて特例入居の対象者に該当するかどうかの判断を行い、該当しないとされた者については、入居順位名簿から削除する。

5. 入居の決定

園長は、検討委員会によって作成された入居順位名簿に基づき入居者の決定を行うこととする。この際、施設における利用者の生活全般の安定を図る上で、必要な事項を勘案し入居者の決定を行うこととする。

※勘案される必要な事項

性別、居室の特性、激しい行動障害、濃厚な医療処遇、地域性、施設の専門性、その他特別に配慮しなければならない事情

介護が必要になってからの期間、当法人事業所(病院・介護保険施設など)の利用者、過去に法人・施設へ貢献した者

6. 特別な事由による入居

次に掲げる場合は、検討委員会の合議によらず園長の判断により入居を決定することができるものとする。

① 老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所の依頼のあったとき。

② 災害や事件・事故等緊急を要する場合で、検討委員会の開催を待てないとき。

③ 法人又は施設運営に多大な功績のあったと認められる者及びその関係人等より申し込みのあったとき。

- ④介護者による虐待、介護放棄もしくは介護者の急な入院・死亡等により、緊急的な入居の申し出があり、その必要性が認められ委員会を招集する余裕のない場合。
- ⑤その他、園長が必要と認めたとき。

7. 退園者の円滑な再入居

次に掲げる場合は、検討委員会の合議によらず園長の判断により入居を決定することができるものとする。

- ①入居していた事実のある者が、長期入院等で退園後、病状の回復により再入居が可能となったとき。
- ②入居していた事実のある者が、やむをえない事情等で退園後、状況の改善により再入居が可能となったとき。

8. 入居申込者の調査等

現況の調査は、入居順位名簿に記載されている者に、入居申込みの継続意思、並びに本人及び家族の状況について年1回調査を行う。調査を行ったが、連絡がない等確認できない場合には、入居順位名簿から除外して、入居保留者名簿（様式5号）へ記載する。

9. その他の取り扱い

入居決定を行った本人または家族等が、申込者の都合により一時辞退のあった場合は、順位を繰り下げ保留とするが、再度の辞退のあったときは、受付簿より削除することができるものとする。（疾病等で入院中であって、その時点において退院できない者を除く。）

10. 入居保留者名簿の取扱について

入居保留者名簿に記載された者については、2年以内に再度入居希望の連絡があれば、入居順位名簿に復帰することとする。連絡がない場合には入居保留者名簿から削除し、受付簿にその旨を記載する。なお、その場合、再度申込を希望する場合には、改めて申込みを行わなければならない。

11. 指針の適正運用について

(1) 指針の公開

この指針で定める入居順位の決定方法等は、入居受付時に説明すると共に施設内に掲示し公開することとする。

(2) 説明責任

生活相談員を説明責任者とし、入居希望者等から入居順位の決定等に関する説明を求められた場合には、適切に対応することとする。

(3) 守秘義務

検討委員会委員は、知り得た個人情報をもらしてはならない。また、その職を離れた場合であっても同様とする。

(附則)

- 1. この指針は、平成24年9月1日より改定し運用を開始する。
- 2. この指針に定めのないことについては、園長の指示によることとする。
- 3. この指針は、平成27年4月1日から適用する。